鹿嶋市告示第２６３号

令和８年度鹿嶋市障害者施設等物価高騰等対策支援事業実施要綱を次のように定める。

令和８年１０月２６日

鹿嶋市長　田　口　伸　一

令和８年度鹿嶋市障害者施設等物価高騰等対策支援事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，物価高騰の影響を受けている障害者施設等を支援するため，予算の範囲内で令和８年度鹿嶋市障害者施設等物価高騰等対策支援金（以下「支援金」という。）を支給することについて，必要な事項を定めるものとする。

（支援金対象事業者）

第２条　支援金の支給の対象となる者（以下「支援金対象事業者」という。）は，令和８年１０月１日を基準日として，次の各号に掲げる要件の全てを満たす事業者とする。

（１）鹿嶋市内に主たる事業所を有し，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「障害者総合支援法」という。）第５条第１項に規定する居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護，療養介護，生活介護，重度障害者等包括支援，施設入所支援，自立訓練，就労移行支援，就労継続支援，就労定着支援，自立生活援助及び共同生活援助，同条第１８項に規定する特定相談支援事業並びに同条第１９項に規定する一般相談支援事業並びに児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の２の２第１項に規定する障害児相談支援事業並びに同法第２１条の５の２に規定する児童発達支援，医療型児童発達支援，放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援を運営する事業者であること。

（２）鹿嶋市が運営する公営施設でないこと。

（３）令和８年度鹿嶋市高齢者施設等物価高騰等対策支援金の助成を受けることができる事業所でないこと。

（４）他市町村に主たる事業所を有し，鹿嶋市内に従たる事業所等のみを設置している事業者でないこと。

２　前項の規定にかかわらず，鹿嶋市内に主たる事業所を有する事業者が鹿嶋市外に従たる事業所等を設置している場合は，当該従たる事業所等の部分は支援金の対象

外とする。

（事業所の数え方）

第３条　支援金の支給に当たっての事業所の数え方は，次の各号に定めるところによる。

（１）原則として，同一の事業所番号で提供される複数のサービスは合算し，１事業所として数える。

（２）前号の規定にかかわらず，施設入所支援に生活介護が併設されている場合は，それぞれを１事業所として数える。

（３）訪問系事業（居宅介護，重度訪問介護，同行援護及び行動援護）については，複数の指定を受けている場合でも１つの事業所として数える。

（４）相談支援関連事業（特定相談支援，障害児相談支援，地域移行支援，地域定着支援，就労定着支援及び自立生活援助）については，複数の指定を受けている場合でも１つの事業所として数える。

（５） 前号の規定にかかわらず，相談支援関連事業が他の障害福祉サービス事業所に併設されている場合でも，別枠として１事業所として数える。

（６）就労支援関連事業（就労継続支援Ａ型，就労継続支援Ｂ型，就労移行支援及び就労定着支援）については，複数の指定を受けている場合でも１つの事業所として数える。なお，生活介護が併設されている場合も同様の取扱いとする。

（支援金対象経費）

第４条　支援金の支給の対象となる経費は，物価高騰等の影響を受けている支出に充てる費用とする。

（支援金の支給額）

第５条　支給する支援金の額は，別表に定める額とする。

（支給申請）

第６条　支援金の支給を受けようとする支援金対象事業者は，令和８年１２月２８日までに，支援金申請書兼請求書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（支援金の支給決定等）

第７条　市長は，前条の規定による申請があったときは，当該申請の内容を審査し，支援金の支給の可否を決定したときは，その旨を支援金支給決定通知書（様式第２号）又は支援金不支給決定通知書（様式第３号）により，当該申請をした支援金対象事業者に通知するものとする。

（支給決定の取消し）

第８条　市長は，支給の決定をした支援金対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは，支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき。

（２）支援金を他の用途に使用したとき。

（３）支援金の支給の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（支援金の返還）

第９条　市長は，前条の規定により支援金の支給の決定を取り消した場合において，既に支援金が支給されているときは，支給の決定を受けた支援金対象事業者に対し，期限を定めて当該支援金の返還を命ずるものとする。

（補則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

この告示は，公布の日から施行する。

別表（第５条関係）

事業種別	支援金額
居宅介護	５５，０００円
重度訪問介護	５５，０００円
同行援護	５５，０００円
行動援護	５５，０００円
療養介護	５５，０００円
生活介護	５５，０００円
重度障害者等包括支援	５５，０００円
施設入所支援	２２５，０００円
自立訓練	５５，０００円
就労移行支援	５５，０００円
就労継続支援Ａ型	５５，０００円
就労継続支援Ｂ型	５５，０００円
就労定着支援	５５，０００円
自立生活援助	５５，０００円
共同生活援助	１２５，０００円
特定相談支援事業	５５，０００円
一般相談支援事業	５５，０００円
障害児相談支援事業	５５，０００円
児童発達支援	５５，０００円
医療型児童発達支援	５５，０００円
放課後等デイサービス	５５，０００円
保育所等訪問支援	５５，０００円

様式第１号（第６条関係）

支援金申請書兼請求書

年　　月　　日

鹿嶋市長　　様

申請者　所在地
事業者名
代表者名

令和８年度鹿嶋市障害者施設等物価高騰等対策支援金について支給を受けたいので，令和８年度鹿嶋市障害者施設等物価高騰等対策支援事業実施要綱第６条の規定により，申請します。

なお，支給することを決定した場合は，下記の口座への振込みを依頼します。

記

１　申請金額（請求額）　　金　　円

２　申請内訳

事業所名	事業種別	事業所番号	申請額単価
			円
			円
			円
			円

３　対象経費内容

４　振込先口座

金融機関名		預金種類	当座　・　普通
支店名		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

５　本件責任者及び担当者

本件責任者	（連絡先：　　）
担当者	（連絡先：　　）

様式第２号（第７条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

鹿嶋市長

支援金支給決定通知書

　　年　　月　　日付けで申請のあった令和８年度鹿嶋市障害者施設等物価高騰等対策支援金の支給について審査の結果，下記のとおり支給することを決定したので，令和８年度鹿嶋市障害者施設等物価高騰等対策支援事業実施要綱第７条の規定により通知します。

記

支援金支給決定額	円

様式第３号（第７条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

鹿嶋市長

支援金不支給決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった令和８年度鹿嶋市障害者施設等物価高騰等対策支援金の支給については，下記の理由により支給しないことを決定したので，令和８年度鹿嶋市障害者施設等物価高騰等対策支援事業実施要綱第７条の規定により通知します。

記

非該当理由	